

平成19年（行コ）25号県営渡船委託料損害賠償請求控訴事件

岐阜地裁平成11年(行ウ)16号県営渡船委託料損害賠償請求事件の争点整理表の要点を抜粋し、2007年5月31日言渡しの判決の要点を加筆した。

第一審判決欄の「○」は原告主張認容部分、「●」は非認容部分、（ ）内は判決文中の所在ページ数。

本案前の争点

	第一審 判決	第一審 原告	第一審被告 所長ら	第一審被告 市・組合長ら
争点①県道管理・財務会計上か	● 財務会計行為ではなく、対象にならない(39頁中段のウ及び(2))	財産管理である	財務会計行為ではなく対象でない	職員ら主張を援用
争点② 法242条2項の監査請求期間の規定の適用の有無	○ 実体法上の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使が違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求も含んでいる。県の損害を確定しさえすれば足りる。委託契約の締結や支出の違法であるかを判断しなければならぬ関係ではないから期間制限は及ばない(40頁(3)から42ページ)	本件事実や状況からして真正怠る事実であるから住民監査請求の1年という制限は適用されない	不法行為の成立要件の具体的な主張立証がない。財務会計行為上の行為が違法とされて初めて発生する請求権だから1年の制限が適用される	最高裁判例は談合等不法行為と財務会計行為とを切り離して期間制限の適用を考慮することができる場合のこと。談合などではなく不真正怠る事実
争点③ 法242条2項ただし書所定の「正当な理由」の有無	(前記(2))のとおりだから判断するまでもない(42頁の(4))	予算決算審議があっても本件業務実態は分からないし、書類が公開されても分からない。告発後、速やかな期間に請求した監査請求している。誤って却下された。却下されても再度の請求ができ、訴訟も可	情報公開により予算説明書や契約書など入手し得た。事業秘密裏にされたものではないから正当理由は無い	
争点④監査請求前置の有無	○相手方についても期間制限の適用はないから誤って却下されたもの(42頁3から43頁)		監査は適法に行われて却下された	職員ら主張を援用

本案の争点

	第一審 判決	第一審 原告	第一審被告 所長ら	第一審被告 市・組合長ら
争点①の前半：被告市に不法行為ないし債務不履行があるか		市の各行為は県に対する不法行為ないし債務不履行にあたる	市の主張を援用。損害賠償いたるような契約上の落ち度はない	職員らの主張のうち市らに関する部分援用する
ア.総額方式時代				
(ア)船頭常駐条項違反	○ 県は船頭が常駐していることを前提としていた。県市間契約書の条項違反は明らかで、債務不履行に当たる(45頁アから47頁)	本来的な常時の渡船機会を保証できない	契約は常駐が目的でなく、県道を通行可能な状態で維持すること	常駐しなくても業務はできる体勢にあった。県も、常駐しないことを黙認
(イ)一括委託禁止条項違反	○ 市の業務は委託の構造から来ている派生的業務で、組合を指導監督していない。一括委託禁止に違反する債務不履行(47頁イから48頁)	契約書で禁止されている	市は主導的に業務を行い、渡船業務や除草を委託しただけだ	
(ウ)虚偽報告	○ 委託精算書や業務日誌の記載内容の不自然さや体裁のずさんさにかんがみると、その記載内容は正確ではないといわざるを得ない。実情を反映した正確な記載をしていない精算書や日誌を提出して委託料を受領した被告市の行為は不法行為に当たる(48頁ウから49頁)	現実を支払っていない各種のものを請求、県が支払った。運行の実績方式報告書にも虚偽記載が多数ある	正確を欠いたり誤解を招く記載は意図的虚偽報告ではない。運行体勢確保として包括的に報酬を払う設定故、日誌の記載の誤りは債務不履行でない	水抜きなどの管理はしていた。運行実績方式に関係なく委託料が決まるのだから虚偽報告でも県に損害が生じたとはいえない
(ニ)保険料受領行為	○ 保険料が保険契約を前提にすることは常識で、契約締結事実を確認せず、漫然と県から保険料を受領していた行為は不法行為を構成する(49頁エから50頁)	支出根拠ない保険料を県から受けた。市は組合に同保険料の返還を求めている	管理業務は求められていた	認める。が、固有の不法行為を構成するほどの違法性はない
(オ)管理の怠り イ.実績方式時代 (ア)虚偽報告	● 着船場が危険、債務不履行、不法行為に該当するような管理の怠りがあった証拠はない(50頁オ) ● 船を出して運行した限り県の調査の運行を除く必要はない。記載虚偽の証拠はない(51頁ア) ● 船外機カバーについて、清算書に記載はないし、誤記である証拠はない。(51頁イ) ● 写真フィルムは格別不合理とはいえない(52頁ウ)	船外機カバーや写真代など不自然で実際に購入されていないもしくは他の事業分で不要	否認する	船外機カバーは年度違いの単純ミス。写真フィルムは確実に使用された
(イ)保険料受領行為	○ 契約を締結していないのに県から保険料の支払いを受けていたから不法行為(52頁イ)	支出根拠ない保険料を県から受けた。市は組合に同保険料の返還を求めている		認める。が固有の不法行為を構成するほどの違法性はない
(ウ)水増し報告行為	○ 市職員の職務行為が別途給料が支払われているから、市職員の人数を加えて報告しその分の委託料を取得することは契約において想定されているは考え難く、職員分を多く受け取ったことは不法行為に当たる(52頁ウから53頁)	組合から市への精算労働日数が正しいなら市は県に対して勤務実績を水増ししたことになる		人数が異なっているのは、町職員が運行業務や点検等に従事した人数を加算して報告したからである
(ニ)管理の怠り	● 着船場が危険であった、債務不履行ないし不法行為に該当する管理の怠りがあった、と認める証拠はない(53頁エから54頁)	小屋や着船場は荒れ放題、船の管理もされていない	否認。現に道路として通行可能な状態で委託業務は遂行されていた	

争点①の後半：被告梶原がその損害賠償請求を違法に怠っているといえるか	○ 客観的に存在する債権につき地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない。よって、損害賠償請求権を行使しないことは違法である。市への不行使に正当な理由もない。不当利得返還請求権も怠る事実の対象である。(54頁(4)から55頁)		梶原には注意義務違反及び過失はない	
争点②の前半：被告組合長らに不法行為があるか		組合長らの各行為は県に対する不法行為に当たる	市の主張を援用する	処置用らの主張で市に係る部分は援用する
(1) 総額方式時代 実態と違う  虚偽報告 管理の怠り	○ 県と市との契約で船頭が常駐していることが前提であることを認識した上で県から市に委託料を支出させ、さらに市から受け取っていた。信用性の欠ける日誌を提出、保険契約していないにもかかわらず保険料が発生している旨の報告をして保険料を受領していた。これらは組合長自身の不法行為に該当する(56頁(1)) ● 管理の怠りがあった、と認めるに足りない(56頁(1))	前記海津市に関する(1)ア(ア)と同じ  管理実務は求められていた	前記海津市に関する(1)ア(ア)と同じ  否認する	前記海津市に関する(1)ア(ア)と同じ 水抜きなどの管理はしていた。 運行実績方式に関係なく委託料が決まるのだから虚偽報告でも県に損害が生じたとはいえない
(2) 実績方式時代	○ 保険契約していないにもかかわらず保険料を受領していたことは組合長らの不法行為に該当する(56頁(2)から57頁) ● 船外機カバーについて虚偽と認めるに足りない(56頁(1))清算書に記載はないし、誤記である証拠はない。(57頁(2))	小屋や着船場は荒れ放題、船の管理もされていない。契約から管理は組合が行うべき	否認	
争点②の後半：被告梶原が損害賠償請求を違法に怠っているか	○ 組合長らに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのに行使しないことに、正当な理由もなく、不行使は違法である(57頁(3))		梶原には注意義務違反及び過失はない	
争点③被告所長らが県道の維持管理を、争点④被告梶原が県道の維持管理につき、被告所長らの指導監督を怠っているか	いずれも不適法であるから却下(66頁第4)			
争点⑤被告土木事務所長らが法234条の2第1項の監督又は検査を怠っているといえるか	○ 法243条の2第1項4号、234条の2第1項の監督又は検査の権限を有している。被告市は契約条項を遵守しておらず、委託料清算書や業務日誌は信用性を欠き、市清算書に経費と認められない記載があり、さらに、保険契約を組合が締結していないにもかかわらず県に保険料が発生している旨の報告をするなど認定の各事実を総合すれば、被告市の債務不履行ないし不法行為を漫然と見逃していた被告所長らは、重大なる過失をもって監督又は検査を怠った(57頁6から58頁)	契約の適正な履行を確保するために必要な法234条の2第1項の監督又は検査を怠った	船頭確保の困難性や費用などを考慮し、平成10年度までは総額方式としていた。裁量の逸脱又は濫用はない	
争点⑥損害の発生の有無及び額				
(1) 被告市に対して ア 総額方式時代 市及び組合長ら  イ 実績方式時代 市について 組合長ら	○ 諸点の不法行為ないし債務不履行が認められる。県と市の契約では船頭を常時拘束することを前提に、運営実績にかかわらず1年365日の日当と固定経費を基礎に1年間の委託料を決定していたから、市及び組合長らの船頭常駐義務違反によって、日当の支払根拠自体が覆されている。市及び組合長らの不法行為等によって県は損害を被っている。もっとも、若干は運行がなされていると認められるが、日誌が正確ではないから実績を具体的に認定することは困難である。したがって、民事訴訟法248条を適用して相当な損害額を認定すると、少なくとも実績方式(平成11年度)と同程度の運行業務がなされていたとして損害を認定する(58頁(1)から62頁)  ○ 市の債務不履行ないし不法行為等によって県に損害が生じている(62頁(ア)から63頁) ○ 組合長らには保険料に関する虚偽報告の不法行為が認められ県に損害が生じている(63頁(イ))	委託料金額及び平成11年度板設置費の損害を受けた	債務不履行ほどの損害賠償にいたる契約上の落ち度はない。  看板は設置されているから損害ではない	
(2) 被告梶原に対して	● この損害は本訴を通じて、市と船頭らに損害賠償請求権を代位行使することによって回復できる。この債権の行使ができる以上、梶原の債権の不行使を原因として損害が県に発生しているとはいえない(63頁(2)から64頁)	損害賠償義務を負う	落ち度はないから損害賠償義務はない	
(3) 所長ら	○ 重大な過失をもって監督又は検査を怠り、市を介して損害を発生させた(64頁(3)から65頁)			
(4) まとめ	なお、認容一覧表の○が付された被告らにおいて、不真正連帯債務関係にある(66頁)			